

(案)

令和5年度 那覇市 GIGA スクール運営支援センター業務委託（7月～3月）

発注者 那覇市(以下「甲」という。)と受注者_____ (以下「乙」という。)は、下記の業務(以下「本業務」という。)について、対等な立場における合意に基づいて委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1. 業務の名称：令和5年度 那覇市GIGAスクール運営支援センター業務委託（7月～3月）
2. 履行期間：令和5年7月1日から令和6年3月31日まで
3. 委託料：委託料は、上記の履行期間に係る総額として、金_____円に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする
4. 契約保証金：那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除とする
5. 業務の内容：令和5年度 那覇市 GIGA スクール運営支援センター業務委託（7月～3月）仕様書のとおり
6. 特約事項：個人情報の取扱いを定める特約

甲は、委託料の支払い等の契約に基づく行為については、すべて乙の代表者を相手方とする。
乙は第2条に定める協議等については当該代表者を通じて行わなければならない。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月 日

那覇市泉崎1丁目1番1号
甲 那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、本業務を令和5年度那覇市 GIGA スクール運営支援センター業務委託(7月～3月)仕様書(以下「業務仕様書」という。)に従い誠実に履行しなければならない。
- 2 乙は、本業務を契約書記載の履行期間、履行するものとし、甲は、その委託料を第24条の規定により支払うものとする。
- 3 乙は、この契約書若しくは業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(協議等の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める、協議、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除等(以下「協議等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する協議等を口頭で行うことができる。この場合において、当該協議等の内容を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

(業務計画書等の提出)

- 第3条 乙は、この契約締結の日から7日以内に、業務計画書を、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 甲は、履行期間又は業務仕様書が変更された場合、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画書の再提出を請求することができる。
- 4 前項の場合において、第1項中「この契約締結の日」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、第1項及び第2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 2 乙は、本業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、本契約について、本件業務を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。当該第三者が更に第三者に委託する場合、それ以降の場合（以下第三者を総称して「再委託先」という。）も同様とする。

2 乙は、前項ただし書の規定により甲の承諾を得ようとする場合、再委託先の名称及び住所、再委託の理由、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監査の方法等を甲に書面により通知するものとする。なお、甲から受けた承諾の内容を変更しようとする場合も同様とする。

3 乙は、再委託先との間で、再委託にかかる業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

4 乙は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負う。

(機密の保持)

第6条 乙及び乙の従業員は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、甲から提供された機密情報(有形無形を問わず、この契約の履行を行う上で得られた情報等(本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、業務上、人事上その他すべての情報を含む)をいう)について、那覇市情報セキュリティポリシー(平成 15 年那覇市 IT 推進本部了承)に準じて取り扱い、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。

3 乙は、機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。

4 本条の規定は、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

5 乙は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び関係法令を遵守しなければならない。

(統括管理者)

第7条 甲は、統括管理者を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。統括管理者を変更したときも、同様とする。

2 統括管理者は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて統括管理者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行に関する乙又は乙のコーディネーターとの協議

(2) この契約書及び業務仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 本業務の進捗の確認、業務仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の統括管理者を置く場合であって、前項の権限を分担させたときはそれぞれの統括管理者の有する権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、業務仕様書に定めるものを除き、統括管理者を経由して行うものとする。この場合においては、統括管理者に到達した日をもって甲に書面の提出があったものとみなす。

(法令上の責任)

第8条 乙は、本業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、那覇市公契約条例(令和2年那覇市条例第4号)、その他関係法令を遵守するとともに、責任をもって労務管理を行うものとする。

(コーディネーター)

第9条 乙は、コーディネーターを定め、氏名その他必要な事項を甲に書面にて通知しなければならない。これらを変更したときも同様とする。

2 コーディネーターは、この契約の履行に関し、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び報告、同条第3項の請求、同条第4項の報告の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この受注者の一切の権限を行使することができる。なお、甲は業務の遂行に関する協議等はコーディネーターに対して行うものとし、コーディネーター以外の者に対して行わない。

3 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれをコーディネーターに委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(現場従事者)

第 10 条 乙は、本業務に従事する者(以下「現場従事者」という。)を甲に書面にて届け出なければならない。現場従事者を変更したときも同様とする。

2 乙は、前項の規定による届出に際して業務上知り得た個人情報及び業務上使用したデータの適切な取り扱いその他現場従事者が遵守すべき事項を記載した誓約書を、全ての現場従事者に提出させなければならない。

(コーディネーター等に対する措置の請求)

第 11 条 甲は、コーディネーター又は現場従事者がその業務の実施につき著しく不相当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内に甲に報告しなければならない。

3 乙は、統括管理者がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内に乙に報告しなければならない。

(処理状況の報告等)

第 12 条 甲は、乙の委託業務の処理状況について随時に調査し、必要があるときは、乙に対し、委託業務の処理状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、業務仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(成果の権利及び知的財産権の帰属)

第 13 条 本業務に基づき乙が甲のために作成した成果物(中間成果物を含む。以下同じ。)及び役務の提供の結果発生した著作権及びその他の無体財産権は、本業務の受託前に乙が既に保有するものを除き、全て甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

2 前項の規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定される権利も含むものとする。

3 乙は、成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことを合意する。

- 4 乙は、甲の書面による承諾を得、又は別途合意をしなければ、成果物の全部若しくは一部又はその複製物を保有し、利用することはできないものとする。
- 5 甲は、本業務委託料の支払いにより、本契約終了後も、本成果（その改変物を含む。）を利用することができる

（権利の侵害等）

第 14 条 乙は、本業務を行うにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のために作成した成果物及び役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と負担において処理、解決するものとする。

（貸与物品等の管理）

- 第 15 条 乙は、業務の実施に当たり、甲が乙に貸与する物品(以下「貸与品」という。)を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 乙は、物品等の引き渡しを受けた時は、引き渡しの日から7日以内に、甲に借用書を提出しなければならない。
 - 3 乙は、業務仕様書に定めるところにより、業務の完了、業務仕様書の変更等によって不用となった貸与品を速やかに甲に返還しなければならない。
 - 4 乙は、故意又は過失により貸与品を滅失又は毀損した場合は、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（条件変更等）

- 第 16 条 乙は、本業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 業務仕様書、質問回答書及び現場説明時の質問回答書が一致しないとき(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 業務仕様書に誤謬又は脱漏があるとき。
 - (3) 業務仕様書の表示が明確でないとき。
 - (4) 履行上の制約等業務仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違するとき。
 - (5) 業務仕様書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたとき。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合は、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。

4 甲は、前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、業務仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

(業務仕様書等の変更)

第 17 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、業務仕様書等を変更することができる。

(業務の中止)

第 18 条 甲は、履行上必要があると認めるときは、乙に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

(業務に係る乙の提案)

第 19 条 乙は、業務仕様書等について、業務遂行又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき業務仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、甲乙協議の上必要があると認めるときは、業務仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、乙が業務を行う際に生じた損害については、その賠償の責を負う。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙がこれを知りながら甲に通知しなかったときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第 21 条 乙が行った業務につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び監査)

第 22 条 乙は、業務を完了したときは、暦月毎にその旨を甲に報告しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から 10 日以内に業務の完了を確認(以下「検査」という。)しなければならない。

3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

4 甲は、前 3 項に掲げるもののほか、必要に応じ業務の内容又は管理運営について、監査を実施し、これを不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(委託料の請求)

第 23 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、別紙の委託料(消費税及び地方消費税込み額)を請求する。なお、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の改正等により消費税及び地方消費税の税率等に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを請求する。

(委託料の支払)

第 24 条 乙は、委託料について役務の履行提供月の(以下「当該月」という。)の翌月以降、(別紙 1) 月別支払明細予定表記載の月額委託料に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を甲に請求することができる。ただし、甲が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。

2 前項の委託料の計算は、月の初日から末日までの 1 月分として計算するものとする。この場合において、当該月の役務の履行が 1 月に満たないとき又は前条による使用開始日の延期などにより、当該月の役務の履行が 1 月に満たなくなったとき(甲の責めに帰すべき場合を除く。)は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

3 甲は、第 1 項の規定による請求を受けたときは、乙の履行状況を確認の上、その適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、第 1 項に定める委託料を乙に支払うものとする。

4 第 3 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(委託料の不払いに対する乙の業務中止)

第 25 条 乙は、甲が第 24 条第 3 項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を中止した場合において、必要があると認めるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、乙が増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する乙の責任)

第 26 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、乙に対して履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。

2 前項の損害金の額は、甲乙協議により計算した額とする。

3 第 1 項において乙が負うべき責任は、第 22 条第 2 項による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4 第 1 項の規定による損害賠償の請求は、その違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、履行期間満了後も当該請求をできるものとする。

(債務不履行の場合の特例)

第 27 条 乙は、天災その他乙の責に帰すことができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分について義務を免れるものとする。

(契約内容の変更等)

第 28 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は役務の履行を一時中止させることができる。

2 社会情勢・物価の上昇に合わせた契約変更をすることができる。

3 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙が協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 29 条 契約締結後において、天災その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該理由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための最善の努力をする。

2 前項に定める事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、甲乙協議のうえ、本契約の契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約不適合責任)

第 30 条 甲は、役務の履行等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の催告による解除権)

第 31 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務等に着手すべき期日がすぎても業務等に着手しないとき。又は業務等開始日後相当の期間内に役務の履行をする見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第 30 条の履行の追完がなされないとき。

- (3) 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務履行ができないと認められるとき。
 - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、甲の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(甲の催告によらない解除権)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約によって生ずる債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 役務の提供ができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が役務の提供を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 役務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第35条又は第36条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- (9) 破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれを申し立てたとき。
- (10) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。
- (11) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

- (12) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (13) 自ら振出し又は引き受けた手形、又は小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (14) 乙に重大な過失又は背信行為があったとき。
- (15) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
- (16) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
- (17) コーディネーターを配置しなかったとき。
- (18) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、甲の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (19) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託料の総額の 100 分の 10 に相当する額を、違約金として甲の指定する期日までに支払うものとする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、委託料の総額から当該部分に対する委託料相当額を控除した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金とする。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、または、乙の責めに帰すべき事由によって債務について履行不能となった場合

(乙の催告による解除)

第34条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除)

第35条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第17条の規定により契約内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第18条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 第28条の規定により、甲が役務の履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が委託期間の2分の1以上に達するとき。
- (4) 第28条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の3分の2以上減少することとなるとき。
- (5) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第36条 第34条又は第35条1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(損害賠償の予定)

第37条 乙は、第32条第2項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 32 条第 2 項第 1 号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 第 32 条 2 項第 2 号のうち、乙が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(甲の損害賠償請求権等)

第 38 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行開始日を過ぎても役務の提供をすることができないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたとき。
- (3) 前 2 項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 31 条又は第 32 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 委託期間終了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号において、使用開始日後に納入の見込みのあるときは、乙は、第 1 項の損害賠償に代えて、乙から遅延損害金を徴収し、使用開始日を延期することができる。

6 前項の遅延損害金の額は、契約金額(甲の検査に合格した機器があるときは、その対価相当額を除く。)につき、遅延日数に応じ、契約時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 9 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣決定利率」という。)の割合で計算した額とする。

(乙の損害賠償請求権等)

第 39 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 35 条又は第 36 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第 40 条 甲は、役務の履行の検査の際に契約不適合があることを知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 契約不適合が甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(合意による解除)

第 41 条 甲又は乙は、本契約の規定によるもののほか合意によりこの解除をすることができる。この場合において相手方に対し 6 カ月前までに解除の申出をしなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による契約の解除により相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除の効果)

第 42 条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分を検査の上、当該履行部分に相応する委託料(以下「履行部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。

2 前項に規定する履行部分委託料は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第 43 条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、速やかに当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 44 条 乙は、本件業務の遂行に際して取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報をいう。以下本条において同じ。)の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び関係法令並びに別紙 2「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

2 本条に基づく義務は、本契約終了後も存続する。

(免責)

第 45 条 乙は、本成果の利用が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証し、第三者からクレーム、権利行使等があった場合、その費用と責任でこれを解決する。但し、当該クレーム等が、甲の指図により生じた場合は除く。

2 甲が本成果を利用することにより、甲又は第三者が損害を被った場合、乙は、甲より受領した本件委託料相当額を上限額として、その賠償に応じる。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由に生じた場合を除く。

(賠償金等の徴収)

第 46 条 乙は、この契約に基づく賠償金又は損害金(以下「賠償金等」という。)を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項に基づき決定する率により計算した額の遅延金を加算した金額を甲に支払わなければならない。

2 甲は、賠償金等及び遅延金を委託料と相殺することができる。

(契約終了時の引継ぎの実施)

第 47 条 乙は、本契約の終了にあたっては、本業務を甲が継続して支障なく遂行するため、汎用性の高い形式で業務に必要となるデータの移行などの処置を講じなければならない。

2 乙は、甲(甲の指定する者を含む。次項において同じ。)に対し、本契約期間中に引継ぎ期間を設け円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。この場合において、甲が引継ぎ未完了と認めた時は、この契約の委託期間終了後であっても無償で引継ぎを行うものとする。

3 乙は、引継ぎに際し甲から資料等の請求があった場合は、乙の不利益になると甲が認めたときを除き、これにすべて応じるものとする。

(紛争の解決)

第 48 条 本契約に関し生じた甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 49 条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

別紙1 (24条関係)

委託料の月別支払明細予定表

	該 当 年 月	委託料	うち消費税及び 地方消費税の額
1	令和5年 7月		
2	令和5年 8月		
3	令和5年 9月		
4	令和5年10月		
5	令和5年11月		
6	令和5年12月		
7	令和6年 1月		
8	令和6年 2月		
9	令和6年 3月		

別紙2（44条関係）

個人情報の取扱いを定める特約

（目的）

第1条 本特約は、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など市が管理する個人に属する情報をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) ログ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
- (4) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

（秘密の保持）

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の滅失等の防止等に関する義務）

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、個人情報の保護に関する法律第18条第3項に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の制限)

第6条 受託者が第三者に委託業務の一部を請け負わせる場合、受託者は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 市は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

2 市は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。

3 市が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は市に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄)

第10条 乙は、本契約終了後に甲から要求がある場合又は法令の定めが必要がある場合は、直ちに甲から預託された個人情報を甲に返却しなければならない。ただし、甲から別に指示がある場合は、その指示に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。

2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

第11条 乙は、甲から預託された個人情報を廃棄する場合は、次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。

- (2) 個人情報記録されている機器類又は電子媒体等は、専用データ削除ソフトウェアを利用し、又は物理的に破壊する。
 - (3) 個人情報ファイル中の個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
- 2 乙は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明する書面を甲に提出しなければならない。

(従事者への周知)

第 12 条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(作業場所の指定等)

第 13 条 受託者は、本契約の業務による事務の処理について、市庁舎内において行うものとする。なお、受託者は、市庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他の安全確保の措置についてあらかじめ市に届け出て、市の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。